

債権名	し尿処理手数料
担当課	環境局環境事業部環境業務課
予定数量	21,000件／3年
納入通知書	① 堺市し尿処理手数料納入通知書 ② 堺市し尿処理手数料納入通知書兼領収証書（更正） ③ 堺市し尿処理手数料納入通知書兼領収証書（再発行） ④ 堺市し尿処理手数料納入通知書兼領収証書（合算） ⑤ 堺市し尿処理手数料納入通知書兼領収証書（分納） ⑥ 堺市し尿処理手数料督促状兼領収証書 ⑦ 堺市し尿処理手数料催告納付書兼領収証書 ⑧ 堺市し尿処理手数料催告納付書兼領収証書（合算）
取扱店での 収納における 処理	（1）領収書等の返却 取扱店は、し尿処理手数料の収納と同時に、上記記載の領収証書（以下「領収証書」という。）、し尿処理手数料の領収済通知書（以下「領収済通知書」という。）及びし尿処理手数料の納付書（以下「原符」という。）の領収日付印欄に取扱店の検収印を押印し、領収証書をし尿処理手数料の支払者に返却するものとする。 （2）証拠書類等の保管 ① 受注者は、領収済通知書を市からの問い合わせに対応できるように収納日ごとに整理し、これを5年間保管するよう、各コンビニエンスストア本部と別途取り決めるものとする。 ② 受注者は、原符をし尿処理手数料の収納後、各取扱店において1ヶ月間保管するものとする。 ③ 受注者は、領収済通知書及び原符（以下「領収済通知書等」という。）の保管について、外部漏洩・滅失することのないよう確実に保管するものとする。 ④ 市は、必要があるときは受注者等の保管庫等に立ち入り、領収済通知書等を調査することができる。 ⑤ ①または②の保管終了後は、受注者は市と協議のうえ、当該領収済通知書等をシュレッダーによって裁断するものとする。